

## 1 発達障害児への支援について

発達障害児・者への支援を総合的に行うことを目的とした専門機関をうたって、発達障害児・者支援センター「ひか☆りんく」ができて先月で10年になりました。医師のもとで発達障害を診断される方も増えています。グレーゾーンにあるお子さんにどうしたらいいのかという親御さんの声をうかがうところです。

質問ア:1歳半健診、3歳児健診で発達上気になることがあった子どもへの対応はどうしていますか。

質問イ:障害者プランには「発達障害児とその保護者の支援を目的に、プレ療育(就学前)、親子の遊びの場などの機会を提供します。」とあります。どんな相談もまず「ひか☆りんく」で受けられるようになってほしいと思っています。現状認識を教えてください。

質問ウ:発達障害と診断されている児童の人数と、そのうち「ひか☆りんく」でケース対応した人数と割合、相談支援専門員が担当についている人数と割合はどうなっていますか。

児童発達支援や放課後等デイサービスなど障害児通所支援を利用できる状況のお子さんへの支援についておたずねします。

質問エ:教育現場で、個別の指導計画を検討したりケース会議を行ったりする際、放課後等デイサービスの人や相談支援専門員、学童保育を利用しているなら支援員も呼んで、情報共有や支援のありかたを考えるようにしませんか。

質問オ:質の向上を目的に障害児通所支援の報酬改定が行われました。実際の質の向上を検証するために市は何を行いますか。特に個別の児童へのサポートの時間や内容は、どう把握しますか。

質問カ:国が障害児通所サービスを見直すと報道されました。自治体間で利用できる日数にバラつきがあることに是正が検討されているそうです。岡山市は他市より少ないと聞いています。どう認識していますか。

## 2 野犬対策について

南区妹尾では、野犬が地域住民の悩みになっています。「足を噛まれた。それ以来怖くて庭仕事ができない」「犬ノミか何かに刺されて大変な人がいた」「夜道で女性に吠える」

などの声を聞いておりますし、私自身も野犬数頭に囲まれて吠えられたことがあります。

地元の方々は市と協力し注意を促すチラシの配布や、春と秋に産まれる仔犬を6、7頭も捕獲することを続けています。一方、犬も学習するもので人に捕まえられにくい場所で仔犬を産むようになり、それと同時に行動範囲が北に広がっているのではないかとかがっております。

野犬がいる一因は餌やりをする人がいるからです。餌やりが止めば捕獲の可能性が高くなります。市として働き掛けは行われていると聞いていますが、なんとか結果を出していただきたいと考えます。

質問ア:野犬対策について、昨年6月に施行された改正動物愛護管理法による変化はありますか。

質問イ:市保健所での犬の殺処分の過去5年間の状況はどうなっていますか。

質問ウ:市の妹尾地域での野犬対策は、何をしていますか。

質問エ:餌やりする人への働き掛けは何をしていますか。

質問オ:行動範囲が広がっている可能性について、調査や周知は行われますか。

エキノコックスという寄生虫に感染した犬が、愛知県など本州で確認されています。エキノコックスは法律による獣医師の届出対象疾病です。北海道のキタキツネから人に感染する事例がよく知られていますが、岡山と地続きの場所でも見つかっているのです。野犬から人への感染を警戒する段階が来ると考えます。

質問カ:捕獲した野犬にエキノコックスの検査をしませんか。

質問コ:感染についての現状認識と、感染の危険が強まった場合のとりくみをお示ください。

### 3 選挙公報と選挙事務について

10月3日投票の市長選挙と中区補選から、選挙公報の全戸配布がなくなりました。総選挙では、投票所入場券送付の遅れと合わせて、選挙があることすら知らない市民までいました。

公職選挙法170条では、「選挙公報は…各世帯に対して…配布するものとする。」とさ

れています。第一義的には全戸配布なのです。新聞折り込みは、170条第2項に「各世帯に選挙公報を配布することが困難であると認められる特別の事情があるとき」であることが条件になっています。市はHPでの掲載や公民館などでの配布も行っていますが、新聞を取っていないご家庭は、能動的に取りに行かなくては選挙公報が手に入らないという現状は、選挙を公報しているとは言えないと考えます。

全戸配布をやめた理由に、今までの業者が請け負えなくなったと聞いています。一社に頼めばことが足りる状況ではなくなったわけですが、全戸配布の再開のために手を尽くしてほしいと考え、質問します。

質問ア: 今年の知事選挙まで行っていた選挙公報の全戸配布の意義と成果を教えてください。

質問イ: 全戸配布の再開のためにあらゆる可能性を追求していただきたいです。複数のポスティング業者と郵便局の地域指定配達を組み合わせるやり方などは考えられませんか。

質問ウ: 今回、市選管に連絡すれば選挙公報をバイク便で届けてくれるケースがあったと聞きました。どんな理由によるもので、何部配り、経費はいくらかかりましたか。

開票作業は、公職選挙法69条に基づき、参観することができます。しかし総選挙の際、「岡山市の開票所がどこか、HPを見ても分からない」という声を聞きました。開票作業を直接市民が見ることで、選挙の公平性、透明性を市民と共有する力になると考えます。

質問エ: 開票所の場所について、市HP上での公表を徹底しませんか。

質問オ: 公式Line、選管twitterでの公表はどうですか。

不在者投票について、介護老人保健施設、老人ホームといった高齢者施設などでは、指定を受ければ利用されている方の不在者投票を行うことができます。ぜひ広げていただきたいです。この施設は県のHPで一覧がありますが、施設としても「投票できます」とお知らせすることが親切で、より投票率を高めると思います。

質問カ: 不在者投票のできる指定施設を増やすために、市としてできることはありますか。

質問キ: 指定施設で、不在者投票をお知らせできる宣伝物をつくりませんか。